

定 款

株式会社 W O W O W

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社WOWOWと称し、英文では、WOWOW INC.と称する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 放送法に基づく基幹放送事業および一般放送事業
- (2) 放送番組、ビデオ、オーディオ、映画等の企画、制作、販売および購入
- (3) 放送時間の販売
- (4) 衛星放送の受信機器、有料放送用機器類および付帯設備の販売および賃貸
- (5) 衛星放送技術の開発、指導および販売
- (6) 放送、通信等における映像・音声・データ等の送出業務および顧客との契約の締結手続の代行、顧客からの料金徴収の代行等の顧客管理業務
- (7) 出版物の刊行および販売
- (8) コンピュータ・ソフトウェア、データベースの企画、制作、販売および整備ならびにデータ処理に関する運営管理業務
- (9) 映画、音楽、美術、スポーツその他講演・講習会の企画、制作および興行ならびに企業経営に関する講演・講習会、研修会等の企画、立案および実施
- (10) 著作物、商標等の使用権の販売およびそれらを複製使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭電気機械器具、時計、玩具等の販売
- (11) 電気通信等各種媒体による情報提供サービス業、情報処理サービス業および各種マーケティング業務等の顧客サービス業
- (12) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (13) 広告、宣伝業および広告代理店業務ならびに会員サービスにおける会員の募集および募集代行業務
- (14) 通信販売業
- (15) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理店業務
- (16) 労働者派遣事業
- (17) 旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業
- (18) 酒類・清涼飲料水・嗜好飲料水の輸出入ならびに販売およびその仲介
- (19) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その

他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億1,400万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(新株予約権の無償割当ての決定機関)

第9条 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。

(外国人等の株主名簿への記録の制限)

第10条 当社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）が当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記録することを拒むことができる。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 外国政府またはその代表者
- (3) 外国の法人または団体

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備え置きその他の株主名簿および

新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集地)

第14条 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者)

第16条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役(代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役)がこれを招集する。

②前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第17条 株主総会の議長は取締役会の決議に基づき代表取締役(代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役)がこれにあたる。

②前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の決議)

第22条 株主総会は、法令に規定する事項および本定款に別途定めがある事項のほか、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、存続および廃止について、その決議により定めることができる。

- ②前項に定める当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。

第4章 取締役および取締役会等

(取締役会の設置)

第23条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の定員)

第24条 当社の取締役は20名以内とする。

(取締役の選任方法)

第25条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第27条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集および議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）が招集し、議長となる。

②前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第29条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の要件)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第33条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する

ことができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

(執行役員および役付執行役員)

第36条 取締役会の決議により、取締役会の監督のもとで当社の業務執行を担う者として執行役員を選任する。執行役員の役割、選任、権限、責任、服務、退任、報酬等については、取締役会で定める執行役員規程による。

②取締役会は、その決議によって会長執行役員、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を選定することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第37条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の定員)

第38条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任方法)

第39条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第40条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第41条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第42条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の要件)

第43条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第44条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第45条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第46条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第47条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第48条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第49条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第50条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第51条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第52条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第53条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第54条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第55条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

②前項の金銭には利息を付けない。

作成・変更の経緯

1.	昭和59年(1984年)11月1日	発起人会	原始定款作成
2.	昭和59年(1984年)12月21日	創立総会	原始定款承認
3.	平成2年(1990年)12月5日	臨時株主総会	定款一部変更(第5条)
4.	平成6年(1994年)6月22日	第10回定時株主総会	定款一部変更(第1章第3条・第4章・第5章・第6章・第7章)
5.	平成8年(1996年)12月5日	臨時株主総会	定款一部変更(第1章第3条・第7章第48条)
6.	平成9年(1997年)6月25日	第13回定時株主総会	定款一部変更(第2章、第3章、第4章、第5章、第6章)削除(第7章)
7.	平成12年(2000年)6月22日	第16回定時株主総会	定款一部変更(第1章第2条、第4条)
8.	平成12年(2000年)11月28日	臨時株主総会	定款一部変更(第1章第1条、第2章第8条、附則第1条、第2条)
9.	平成13年(2001年)6月20日	第17回定時株主総会	定款一部変更(第2章第9条、第10条、第3章第12条、第6章第40条)
10.	平成14年(2002年)6月25日	第18回定時株主総会	定款一部変更(第2章第6条、第7条、第8条、第9条、第3章第10条、第11条、第12条、第14条、第15条、第4章第17条、第21条、第23条、第25条、第5章第29条、第34条、第6章第38条)
11.	平成15年(2003年)6月24日	第19回定時株主総会	定款一部変更(第1章第1条、第2章第7条、第8条、第3章第10条、第13条、第14条、第4章第16条、第18条、第20条、第5章第30条、第6章第38条、第39条、附則)
12.	平成17年(2005年)6月22日	第21回定時株主総会	定款一部変更(第1章第2条、第2章第5条、第6条、第7条以降各1条ずつ条数繰下げ)
13.	平成18年(2006年)6月27日	第22回定時株主総会	定款一部変更(第2条(18)(19)、第4条~第50条、附則削除)
14.	平成20年(2008年)6月24日	第24回定時株主総会	定款一部変更(第8条、第21条新設、第8条以降条数繰り下げ)
15.	平成21年(2009年)6月24日	第25回定時株主総会	定款一部変更(第7条削除、第8条以降各1条ずつ条数繰上げ、第8条、第9条、第10条、附則の第1条、第2条を新設)
16.	平成22年(2010年)1月6日		附則第1条、第2条を削除(附則第2条の規定により平成22年1月6日をもって削除)
17.	平成23年(2011年)6月22日	第27回定時株主総会	定款一部変更(第2条(1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(11)、(12)削除、(13)~(15)各号数繰り上げ、(16)、(17)~(18)各号数繰り上げ、(19)、(20)号数繰り上げ、附則第1条を新設)
18.	平成23年(2011年)6月30日		附則第1条を削除(附則第1条の規定により平成23年6月30日をもって削除)

19.	平成 25 年(2013 年)6 月 21 日 第 29 回定時株主総会	定款一部変更(第 5 条、第 6 条～第 7 条新設、 第 6 条以降条数繰下げ、附則第 1 条を新設)
20.	平成 25 年(2013 年)10 月 1 日	附則第 1 条を削除(附則第 1 条の規定により平成 25 年 10 月 1 日をもって削除)
21.	平成 26 年(2014 年)6 月 19 日 第 30 回定時株主総会	定款一部変更(第 36 条、第 47 条新設、以降条 数繰下げ)
22.	平成 27 年(2015 年)4 月 1 日	定款一部変更(第 5 条)
23.	令和 2 年(2020 年)6 月 23 日 第 36 回定時株主総会	定款一部変更(第 16 条、第 17 条、第 4 章見出 し、第 28 条削除、第 29 条を第 28 条へ条数繰り 上げのうえ変更、第 30 条～第 35 条を第 29 条～ 第 34 条へ条数繰り上げ、第 36 条を第 35 条へ条 数繰り上げのうえ変更、第 36 条新設、第 47 条)